がん患者への就労支援推進事業

1 趣 旨

がんの療養が必要な患者は、仕事と治療の両立、仕事への復帰に不安を抱いているため、療養等の必要ながん患者に対する治療と仕事の両立、及び、治療のための離職を考えている患者や離職を 余儀なくされた患者に対する就労を支援できる相談体制の整備を図る。

2 課 題

がん患者の就労支援については、治療中に安易に離職することを防ぎ、仕事を続けられるよう支援することが重要であるが、がん相談支援センターには専門的知識やノウハウが無く、就労相談に対応できていないため、企業の労務管理や社会保障制度に関する専門家の配置が望まれる。

3 事業内容

がん診療連携拠点病院等(がん相談支援センター)に社会保険労務士を派遣し、がん患者とその 家族に対する就労相談、がん相談支援センター相談員に対する就労支援に関する研修※を行う。

相談内容 (がん患者とその家族に対する就労に関する相談)

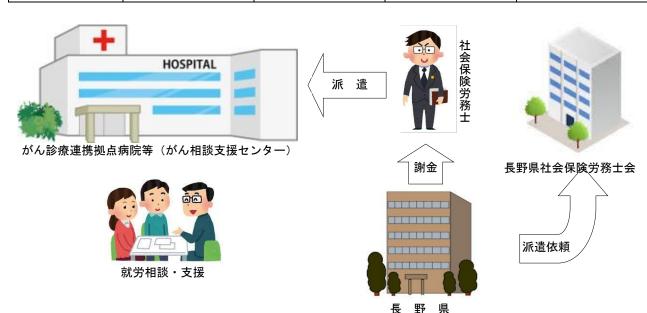
- ◇ 退職・解雇に関すること(退職勧奨を受けている等)
- ◇ 労働条件の変更に関すること(復職したら賃金を切り下げられた等)
- ◇ 休職・復職に関すること(休職制度があるか分からない等)
- ◇ 医療保険に関すること (傷病手当金について要件等を知りたい 等)
- ◇ 雇用保険に関すること (失業給付はどのくらい受給できるか 等)
- ◇ 年金制度(手続等の説明)に関すること(年金保険料の減免制度はあるか等)

4 派遣方法

社会保険労務士の派遣を希望するがん診療連携拠点病院等(がん相談支援センター)に、長野県 社会保険労務士会から推薦された社会保険労務士を派遣する。(原則:月1回 3時間)

5 これまでの実績

	平成 26 年	27 年	28 年	29年(第一四半期)
相談人数	64 人	195 人	213 人	38 人



がん先進医療費利子補給事業

1 目的

金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けたがん患者及びその家族に対し、利子補給を行うことにより経済的な負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう支援する。

2 現状と課題

先進医療は保険が適用されず、受診に際しては高額な医療費を全額個人負担しなければならない。

3 利子補給条件

(1) 対象者 県内在住1年以上の県民

(2) 所得制限 600万円以下の世帯(高額療養費制度の一般及び低所得者)

(3) 借入限度額 300万円

(4) 利子限度額 年利5.5%(固定金利、保証料含む)

(5) 補助率 10/10(6) 利子補給期間 7年以内

(7) 対象金融機関 県との協定を締結した県内11金融機関

(8) 対象医療 厚生労働省が定める先進医療のうち、県内の医療機関で実施されているがん医療に限る。

- ※ 現在県内で実施されているがんの先進医療
 - ・ 樹状細胞を用いたがんワクチン療法(信州大学医学部附属病院) (平成28年度より先進医療から外れている)
 - 陽子線治療(相澤病院)

4 実績

	承認日	先進医療名称	承認額
A	H27. 1. 26	樹状細胞を用いたがんワクチン療法	129万円
В	H27. 2. 13	陽子線治療	300万円
С	H27. 2. 13	陽子線治療	300万円
D	H28. 2. 26	樹状細胞を用いたがんワクチン療法	120万円